

「赤ちゃんの駅」設置促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川県内の施設等の協力を得て、乳幼児を抱える家族が安心して外出できる環境づくりを進めるとともに社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ることを目的とする「赤ちゃんの駅」設置促進事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 施設等

石川県内の公共施設や商業施設など、不特定多数の人が利用できる施設をいう。ただし、以下のすべてを満たすこととする。

- ① 青少年の健全な育成を妨げる施設（18歳未満の利用が禁じられている施設等）でないこと。
- ② 反社会的組織の統制下にある法人等が運営する施設でないこと。

(2) 赤ちゃんの駅

以下の全てを満たす施設等であり、希望者が、原則無料で利用可能であるものをいう。

- ① 授乳ができる場所を備えている。
- ② おむつ替えができる場所を備えている。
- ③ 下表に示すその他のサービスを1つ以上備えており、今後、更なる環境整備に努める意思がある。

なお、①、②、③の基準としては下表のとおりとする。

区分	設備の内容
① 授乳ができる場所	・利用者が人目を気にせず授乳できるよう、パーテーション、カーテン、つい立てなどの仕切りが設けられている。 ・衛生面に配慮し、定期的に清掃が行われている。 ※授乳できる場所には、トイレは含まない。
② おむつ替えができる場所	・容易におむつ替えができるよう、ベビーシート、ベビーベッドなどが設けられている。 ・衛生面に配慮し、定期的に清掃が行われている。 ※紙おむつなどのごみは利用者が持ち帰る。但し、施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。

③ その他のサービス	・ミルク用のお湯の提供ができる。 (電気ポット・湯沸かし器の設置、施設の職員による対応など) ミルク用のお湯は、厚生労働省のガイドラインに従い、70℃以上に保ち、沸かしてから 30 分以上放置していないものを提供する。 ・電子レンジの使用ができる。 ・おむつ又はおしりふきが配備（販売）されている。 ・トイレ内にベビーキーパーが設けられている。
-------------------	---

(3) 登録ステッカー

施設等が赤ちゃんの駅として登録していることを表示するためのステッカー(様式第1号)をいう。

(普及啓発)

第3条 子育てにやさしい企業推進協議会(以下「協議会」という。)は、赤ちゃんの駅の趣旨を県・市町、県民及び事業所・企業等に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 登録ステッカーを作成すること。
- (2) 協議会及び公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団のホームページ(いしかわ おやコミ! . n e t)等を通じて、赤ちゃんの駅についての情報提供を行うこと。
- (3) 県・市町及び事業所・企業等に対し、登録を依頼すること。
- (4) 本事業全般の運営及び見直しに関すること。
- (5) その他本事業を推進するため必要なこと。

(申し込み及び登録)

第4条 赤ちゃんの駅に登録しようとする施設等を営む者は、設置した施設等ごとに、様式2号による申込書により、協議会に申し込むこととする。ただし、複数の施設等を有する場合は、事前に協議会と相談の上、まとめて申し込むこともできるものとする。

2 協議会は、前項の規定による申し込みを受けたときは、内容を確認の上、適当と認める場合は、これを登録し、申請者に対し、登録ステッカーを配布する。

(登録ステッカーの取扱い)

第5条 登録された施設等は、登録ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。

- (1) 利用者が見やすい位置に掲示すること。
- (2) 登録を廃止するときは、廃止の日以後、登録ステッカーを掲示してはならない。

(変更・廃止の届出)

第6条 登録された施設等を営む者は、第4条第1項の登録の内容に変更が生じるとき、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による変更・廃止届により、協議会に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第7条 協議会は、登録された施設等を営む者または施設等が法令に違反したとき、その他登録施設として適当でなくなつたと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年1月18日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



赤ちゃんの駅 登録申込書

令和 年 月 日

子育てにやさしい企業推進協議会 行

(事務局：公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団)

所在地

名称

代表者氏名

下記のとおり、赤ちゃんの駅の登録施設として申し込みます。

記

施設名		
施設所在地	住所	〒
	連絡先	TEL FAX
	メールアドレス	
施設の区分		公共施設 文化・スポーツ・レジャー施設 医療・保健・福祉施設 子育て支援施設（保育所など） ショッピング施設 飲食店 その他 ※いずれかに○を付けてください。
設備内容 チェック	① 授乳	☐ 外部との仕切り（パーテーション・カーテン・つい立てなど） ☐ 定期的な清掃の実施 ※チェック☑してください。登録には全ての項目にチェックが必要です。 なお、トイレは授乳できる場所とはみなしません。
	② おむつ替え	☐ おむつ交換できる設備（ベビーシート、ベビーベッドなど） ☐ 定期的な清掃の実施 ※チェック☑してください。登録には全ての項目にチェックが必要です。
	③ その他	☐ ミルク用のお湯（70℃以上）の提供 ☐ おむつ又はおしりふきの配備（販売） ☐ 電子レンジの設置又は使用可能 ☐ トイレ内のベビーキーパーの設置 ※チェック☑してください。登録には1つ以上のチェックが必要です。
利用可能時間		
定休日		
ホームページURL		
備考		
ステッカーの必要枚数		（ ）枚

※ 上記の内容については、ホームページ等に掲載することがありますので、ご了承ください。

【担当者連絡先】

所属・氏名			
TEL		FAX	
メールアドレス			

赤ちゃんの駅 登録内容変更・廃止届

令和 年 月 日

子育てにやさしい企業推進協議会 行
(事務局：公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団)

【届出者】

名称 (代表者名)	
所在地	
担当者	
電 話	

1 登録内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

(1) 変更の時期 令和 年 月 日

(2) 変更の理由

(3) 変更の内容

2 登録を廃止したいので届け出ます。

(1) 廃止の理由

(2) 廃止の時期 令和 年 月 日

※ 該当する事項のみ記入してください。

※ 特別の事情がない限り、変更・廃止の1か月前までに届け出てください。